

従来厚生科学審議会運営規程第7条に基づき感染症部会及び結核部会を設置していたが、今般、感染症分科会が開催状況を勘案し廃止されることに伴い、新たに同規程第2条に基づき部会を設置するものである。

■ 感染症部会

- 感染症部会においては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する重要事項を処理すること。「検疫法」及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定により厚生科学審議会の権限に属された事項を調査審議する。

■ 結核部会

- 結核部会においては、結核の予防及び結核の患者に対する医療に関する重要事項を調査審議する。

〈参考〉 厚生科学審議会運営規程(平成13年1月19日厚生科学審議会決定)(抄)

(審議会の部会の設置)

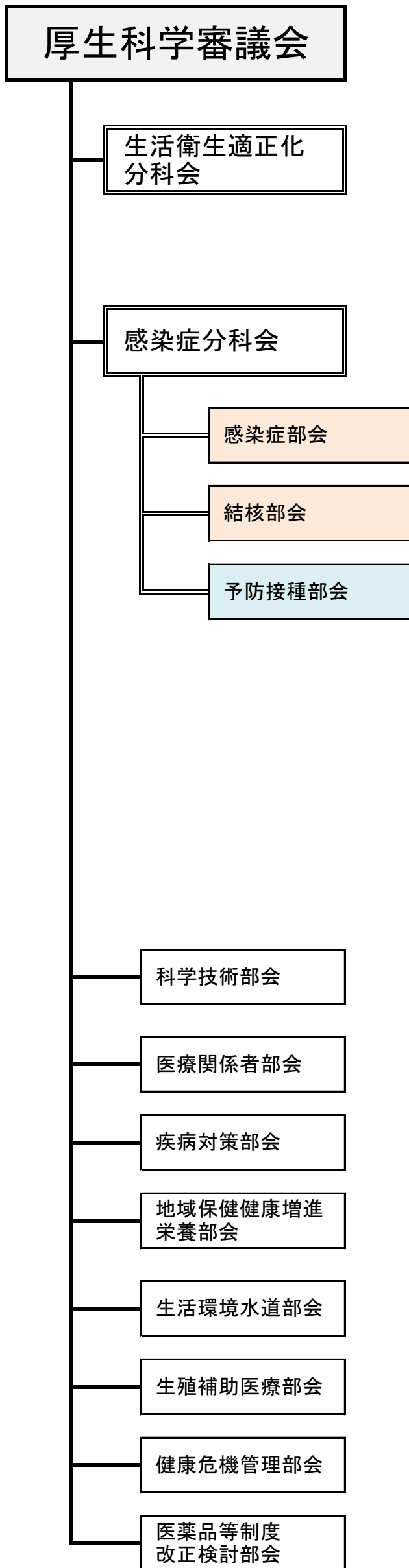
第2条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に諮って部会(分科会に置かれる部会を除く。以下本条から第4条までにおいて同じ。)を設置することができる。

(分科会の部会の設置等)

第7条 分科会長は、必要があると認めるときは、分科会に諮って部会を設置することができる。

厚生科学審議会の構成

現在（平成25年2月）



見直し予定

